

令和 6 年度第 10 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 7 年 1 月 10 日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3 階（中会議室）
3. 開会 令和 7 年 1 月 10 日午前 10 時 00 分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2 番	石井 裕	3 番	上野 美登
4 番	菊本 耕二	5 番	吉田 一明	6 番	池上 一也
7 番	宮本 静子	8 番	坂本 敦子	9 番	坂井 隆浩
10 番	上田 正三				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	濱崎 伸二		

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

土山 道直

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 3 3 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 3 4 号 令和 6 年農作業料金・農業労賃について

その他

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼　こんにちは・・・。着席

それでは、ただ今から令和 6 年度第 10 回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。
まず、はじめに　中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん　新年あけましておめでとうございます。今年は例年になく寒い年明けだったのかなあとと思います。ここ数年はですね、今年の冬は暖冬　暖冬という話のなかで、意外と暖かい年というか・・・皆さんたちが若い頃は　まだまだ寒い冬だったのかなあとと思います。ここ数年は暖かいなあという年がかなりあったんですが、今年は非常に寒いという所ですね、充分身体には注意していただきたいと思います。

今年は私も 1 月 1 日に大宰府に娘たちが行くと言うので、行ったんですが、後 4 分で着くという所が、1 時間半かかりました。参るのもここ数年は病気にかからない様にと、お願いしました。やはり健康第一という事を非常に考える歳にもなってきたのかなあとと思います。やはり仕事をする中でもですね、身体が一番です。だから充分今年は寒い冬になるかなあとと思いますので、身体には注意して頂きたいと、また　インフルエンザも非常に流行っていると、今まではコロナが流行ってましたので、マスクをされる事が多かったのですが、今年はインフルエンザの感染が非常に強いという事が言われておりますので、充分に注意していただきたいと思います。

また　一年間農業委員会関係、始まりますけれども、充分身体に注意して皆さんと共に頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員のご報告ですが、今回は、土山推進委員より欠席の届出の連絡がっております。

委員につきましては、全員出席ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いします。

(中嶋会長)

はい　それでは、議事に入りたいと思います。本日の提出議案は、
報告第 1 5 号　農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約届について
議案第 3 2 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 3 号　農用地利用集積計画（案）について
議案第 3 4 号　令和 6 年農作業料金・農業労賃について
を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 8 番　坂本委員　9 番　坂井委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事にはいります。1 ページです。「報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは 報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号が 20 番～22 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第 15 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(上野委員)

はい。この合意解約っていう事だったので、合意してますっていう事ですけど、貸してる人は、次の借主を選ぶときには、中間管理機構に引き渡しされたんですか？それとも借主がいないまま 今 過ごしてあるんですか？

(事務局)

一応ここの理由に書いてあるとおり受付番号 20 番については、単純に耕作者が変わります。それと 22 番に関しましては、契約内容を変えると、使用貸借を賃借に変えるという事で ここは変わりません。ただ、21 番の規模縮小につきましては 耕作者さんの方が借りてる土地の方を返すという事ですので、その後どうなるかというのは、まだはっきり報告を受けてませんが、一旦借り手の方がもう作れんと言うことでの解約になっておりますので、こういった所は拾っていかんかなあという風には思いますね。

(上野委員)

耕作者変更というのは、どこかで農業委員会の中では、話があるんですか？誰から誰へなりましたと・・・

(中嶋会長)

1 ヶ月後になるか 2 ヶ月後になるか・・・ 正式に出されれば出ます。

(上野委員)

変更ということは、見つかってるっという事ですね。

(中嶋会長)

2 番目の縮小っていう所だけが 分からんというだけで・・・ でも ある程度基盤整備のしてある所は、自ずから出てくると思います。

(中嶋会長)

他に質問はございませんでしょうか？ なければ報告第 15 号を終わります。

(中嶋会長)

次に入ります。2 ページから 3 ページです。議案第 32 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。受付番号が 14 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、旧六栄保育所の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 から 2 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅のための使用貸借権の設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益的施設がある為、第 3 種農地であり、原則許可となっております。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業が既に完了しておりましたので、顛末書を提出していただいております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅として整備済で既に利用しており適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、事業完了済であり、周辺農地への影響はありません。

その他、給水は井戸水、汚水は汲み取り式、雨水及び生活雑排水は敷地内浸透ということです。以上、受付番号 14 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番 坂本委員お願いいたします。

(坂本委員)

8 番 坂本です。現地を見てきました。お話を聞いてきましたが、お父さんが煙草の乾燥小屋を造られてたのを、改装して甥御さんが借りて住まわれてるということで、何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、推進委員の藤井推進委員にご意見を伺います。

(藤井推進委員)

はい、推進委員の藤井です。今 坂本委員からありましたが、私も現場を確認したところ長年宅地として住宅と小屋として使用されております。今後も現状のまま使用されるとい

うことですので、特段問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(平木推進委員)

ここは、元々宅地だったよね。

(事務局)

はい、そうですね。ここは、元々ですね、前回議案で出した農地を購入するということで、相談に来られる中でいろいろ調べていく中で農地に小屋が建っているというのが分かりまして、元々この施設は農業用倉庫という事で活用していたと、話を聞いていたら 今 人が住んでいるということでしたので、地目が農地なので違反転用になるのではという話をしたら自分たちも知らなかったという事でしたので、 農地法に基づいて申請を出して頂きたいとお願いしました。それで、顛末書もつけて出して頂きました。

(中嶋会長)

他に質問ございませんですか。

(木原推進委員)

田んぼば 畑に変更すると税金は上がってですか？

(事務局)

農地は農地なので、税金は変わらないと思います。

(中嶋会長)

よかでしょうか？ なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 32 号 受付番号 14 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、議事に入ります。6 ページです。「議案第 33 号 農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

議案第 33 号 農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。今回の申請につきましては、7 ページが総括表となり 2024 年の期間ごとの総括になります。

8 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、9 ページ 賃借権 10 件 14 筆 20,124 m² 10 ページ 使用貸借権 9 件 12 筆 11,402 m² 11 ページ 期間借地 1 件 3 筆 849 m²となっております。以上、議案第 33 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 33 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

続きまして、12 ページです。「議案第 34 号 令和 6 年農作業料金・農業賃金について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

議案第 34 号 令和 6 年農作業料金・農業労賃について審議する必要がありますので提出するものです。

これにつきましては、例年、全国農業会議所、熊本県農業会議より農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準調査が行われております。調査票については、農業委員会総会等に諮って、委員の意見聴取、検討する必要があるため、審議をお願いいたします。簡単に説明させていただきます。13 ページをご覧ください。「令和 6 年農作業料金・農業労賃に関する調査票」でございます。

上段から説明して行きます。まず、Ⅱの水稻作一般の作業受託料金ですが、個人農家は前年と変更はございません。生産組織等で防除において増額がっております。

それからその右の方に、Ⅲのオペレーター賃金については前年と変更はございません。続きまして、Ⅳの一般的な農業臨時雇賃金額は最低賃金の変更に伴い そちらも増額しております。

最後に、Ⅵの農外諸賃金についてですが、町会計年度任用職員報酬やシルバー単価、統計資料、物価表をもとに算出しております。簡単ですが、委員の皆様からのご意見を伺い提出いたしますのでよろしくお願いいたします。以上で、議案第 34 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(上野委員)

これは、人を雇う時に使うんですか？

(事務局)

これは、先ほどありましたけれども、毎年 全国農業会議所、熊本県農業会議所より農業

の労働条件だとか受託の金額だとか 雇用の金額とか、各市町村の統計の調査を取られます。それを踏まえて県全体のとりまとめをされて 全国に出していくという所で、何が見えてくるかというと、全国的な農業に関する単価・賃金がみえてきます。そこで、いろんな地区でのばらつきも出てくるかと思います。それと こういった統計を踏まえて今後の農業振興に携わる予算 国が出す予算の基データに位置付けられてると思います。

(中嶋会長)

他に何かありませんか。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 配布物の確認について
- 2 県北のブロック別研修会について
- 3 会長参加の研修会について
- 4 農地利用最適化交付金について
- 5 2 月の自主研修会について
- 6 農地利用最適化を実現するための意見書提出について
- 7 令和 7 年度の農業委員会行事計画書について
- 8 3 月の農業委員会定例総会について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 6 年度第 10 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 11 時 00 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印